

# 後期高齢者医療制度

～75歳以上の方の医療制度～

75歳以上（一定の障害のある人は65歳以上）の人は、後期高齢者医療制度で医療を受けることができます。

## ● 後期高齢者医療制度とは？ ●

### ポイント1 運営主体は？

都道府県単位ですべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が制度の運営主体（保険者）となり、市町村は窓口業務や保険料の徴収などを行います。

#### 広域連合が行うこと

- ・ 保険証の交付
- ・ 保険料の決定
- ・ 医療の給付

#### 市町村が行うこと

- ・ 申請や届出の受付
- ・ 保険証の引渡し
- ・ 保険料の徴収

### ポイント2 対象となるのは？

75歳の誕生日から加入することになります。手続きなどは必要ありません。

65歳以上75歳未満の人も、申請して一定程度の障害があると広域連合に認定されれば加入することができます。

### ポイント3 保険証は？

新しい保険証が1人に1枚、交付されます。

新しい保険証は、75歳誕生日の前にお手元に届きます。

## ポイント4 医療費の自己負担は？

病院などにかかったときの窓口での自己負担割合は、一般の方は1割、一定以上所得者の方は2割、現役並み所得者の方は3割です。

### ○一定以上所得者とは（令和4年10月1日～）

次の①②の両方を満たす方です。

- ① 同一世帯に属する被保険者のいずれかの課税所得  
28万円以上145万未満
- ② 年金収入＋その他の合計所得金額  
2人以上世帯 320万円以上  
単身世帯 200万円以上

※ 令和4年10月1日～令和7年9月30日までの間は、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う1か月の負担増加額を3,000円までに抑える経過措置があります。

※ 令和4年10月1日からの制度改正の詳細については、下記のURLをご覧ください。  
[http://cms.office.pref.wakayama.lg.jp/temp/050600/22/index\\_d/fil/kouki\\_2wari.pdf](http://cms.office.pref.wakayama.lg.jp/temp/050600/22/index_d/fil/kouki_2wari.pdf)

### ○現役並み所得者とは

同一世帯に属する被保険者のいずれかの基準課税所得額が145万円以上の方です。

※ 課税所得145万円以上であっても収入の額が次のいずれかに該当する場合は、申請すれば1割又は2割の負担になります。

- ① 被保険者が複数いる世帯  
ア 同一世帯の被保険者の合計収入額が520万円未満  
イ 同一世帯の被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下
- ② 被保険者が1人の世帯  
ア 本人の収入額が383万円未満  
イ 本人の基礎控除後の総所得金額等の額が210万円以下
- ③ 被保険者が1人の世帯であって、同一世帯に属する70歳以上75歳未満の人がいる世帯  
本人及び同一世帯の70歳以上75歳未満の人の合計収入額が520万円未満

## ポイント5 どんな給付が受けられるの？

病気やケガで医療機関などを受診したとき、保険証を提示すれば上記の自己負担金を支払うだけで、診察や入院看護、薬の支給など、さまざまな医療が受けられます。

また、医療費が高額になったときの高額療養費や、医療費の自己負担額と介護保険サービスの利用料の合計額が高額になったときの高額介護合算療養費、そのほかにも入院時食事療養費、入院時生活療養費、訪問看護療養費、死亡したときの葬祭費などがあります。

## ポイント6 保険料は？

保険料は加入者全員が納めます

### ○保険料の決まり方

保険料率は、都道府県広域連合ごとに決められ、区域内では均一保険料率が原則となっています。

一人ひとりの保険料額は、全員が等しく負担する「均等割額」と、その人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

所得割額は、加入者本人の所得（基礎控除後の総所得金額等）に所得割率を掛けた額となります。

令和4年度及び令和5年度の保険料率は次のとおりです。

保険料	均等割額	50,317円
	所得割率	9.33%

※保険料率は2年ごとに見直されます。

※保険料の上限は66万円（年額）です。

### ○保険料の軽減

所得の少ない世帯や、被用者保険の被扶養者であった人は、保険料が軽減されます。

#### ①所得の少ない人

均等割額の7割・5割・2割軽減があります。

軽減割合は、同じ世帯内の加入者と世帯主の総所得金額等に応じて判定されます。

#### ②被用者保険の被扶養者であった人

加入後2年間は均等割額が5割軽減されます。所得割額は課されません。

※軽減制度についての詳細は和歌山県後期高齢者医療広域連合のHPをご覧ください。

後期高齢者医療広域連合HP（保険料の軽減・減免制度）<https://kouiki-wakayama.jp/healthcare-sys/insurance-premium/exemption>

### ○保険料の納め方

年金天引きと口座振替が選択できます

保険料は、年金からの天引き（特別徴収）により納付いただきますが、希望すれば口座振替へ変更することもできます。お住まいの市町村窓口へお申し出ください。

ただし、年金が年額18万円未満の人や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える人などは、口座振替や納付書で個別に市町村に納めていただくこととなります（普通徴収）。



### どうしても納付が難しいときは…？

災害や病気など特別な事情により保険料の納付が困難なときは、分割納付などができる場合もあります。滞納のままにせず、お早めに担当窓口へご相談ください。



### ポイント7 健康診査はありますか？

加入者は、後期高齢者医療制度の健康診査を毎年受けることができます。糖尿病などの生活習慣病の早期発見や健康の保持増進のため、忘れず毎年受けましょう。健康診査の案内や受診券などは、後期高齢者医療広域連合から送付されます。